

福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル〔建築物編〕の原稿案及び市民意見公募について

1 趣旨

平成 24 年に横浜市福祉のまちづくり条例（以下「条例」）が改正され、一定期間が経過し、運用面での課題が明らかとなりました。これらの課題解消および運用の改善を目的として、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（以下「施行規則」）の見直しを行い、令和 5 年 2 月に公布を予定しています。

これに伴い、改正した施行規則の内容を反映させるため、横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル〔建築物編〕の改正を行います。

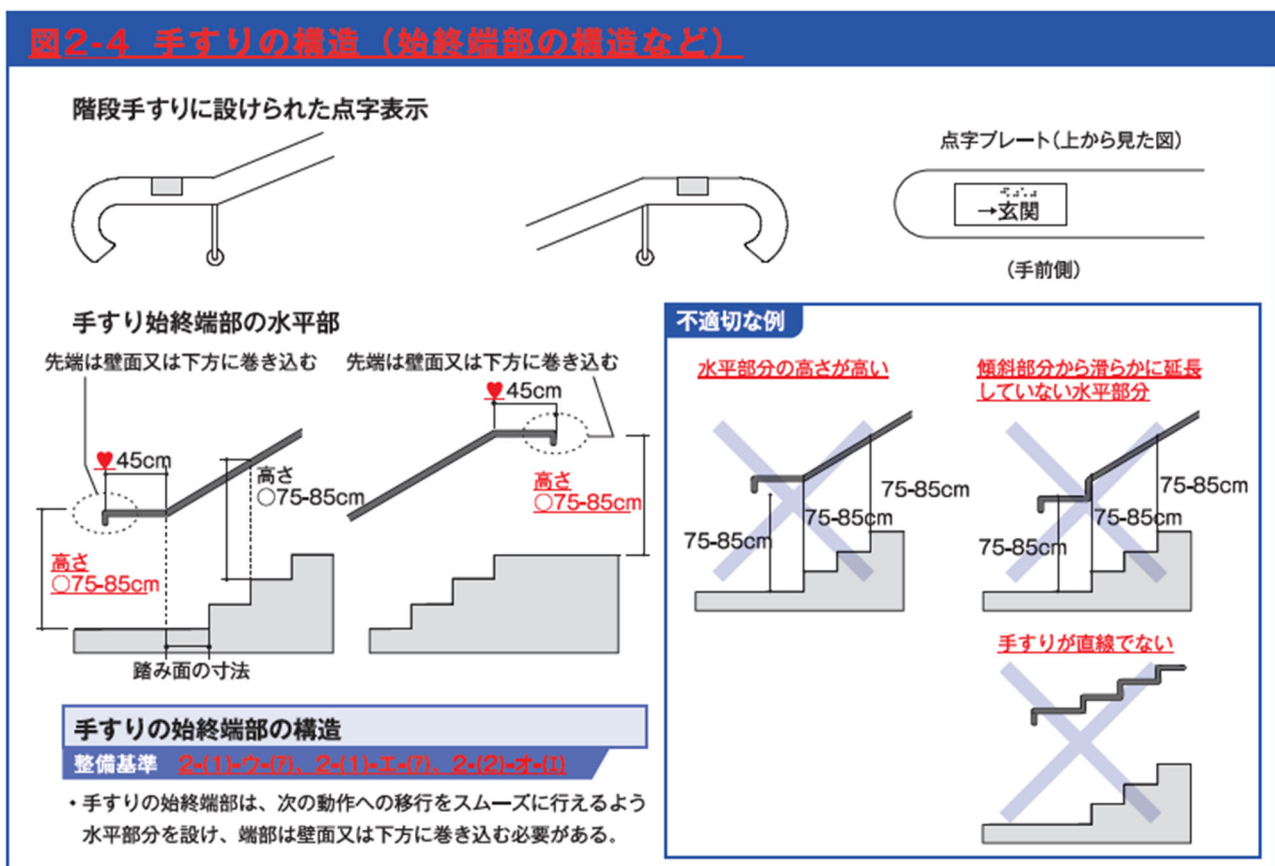
2 施設整備マニュアルの改正内容について

今回の改正は、マニュアル全体を対象としています。以下に、改正案の一部を例示いたします。なお今回改正した箇所は、赤字で表記されています。

○ 整備項目 2 「敷地内の通路」および整備項目 6 「階段」

図 2-4（階段では図 6-6）に、手すりの構造（始末端部の構造など）を追加し、その中で不適切な例を記載しました。

図 2-4 手すりの構造（始末端部の構造など）



○ 整備項目 8 エレベーター等

エレベーターの項目にある解説「視覚的な情報設備の配置」に追記を行います。

現在	改正案
<p>視覚的な情報設備の配置</p> <p>♥ 聴覚障害者のための情報伝達手段として、視覚による双方向モニター等を設置することが望ましい。また緊急時や定員オーバー等の情報伝達手段として視覚による表示を行うことが望ましい。</p>	<p>視覚的な情報設備の配置</p> <p>・ <u>制御装置のボタンは、点字表示や文字等の浮き彫りなど、視覚障害者が円滑に操作できる構造とする必要がある。</u></p> <p>♥ <u>階数ボタンが2列になる場合は、千鳥配列にするのが望ましい。</u></p> <p>♥ 聴覚障害者のための情報伝達手段として、視覚による双方向モニター等を設置することが望ましい。</p> <p>♥ <u>エレベーターの交換、改修時にも点字案内の対応を行うことが望ましい。</u></p>

○ 整備項目「13 標識」

図 13 - 1 に JIS 規格の改正に合わせてピクトグラムを追加・修正しました。

図13-1 標識 (ピクトグラム) の例

出典：日本産業規格

1. 日本産業規格 (JIS Z 8210) の標識 (ピクトグラム)

 お手洗	 エレベーター	 エスカレーター	 階段	 障害のある人が使える設備	 駐車場
 浴室	 案内所	 ベビーケアルーム※	 オストメイト用設備 /オストメイト	 ベビーチェア (乳幼児用椅子)▲	 おむつ交換台▲
 介助用ベッド▲	 授乳室 (女性用)△	 授乳室 (男女共用)△	 ベビーカー	<p>▲…JIS 規格の改正に伴い、 図を変更したもの</p> <p>△…JIS 規格の改正に伴い、 図を追加したもの</p> <p>※…この図記号を使用する場合には、少なくとも授乳及びおむつ替えができる設備が備わっているものとする。</p>	

3 市民意見公募と今後の対応について

- ・ 令和 5 年 2 月中旬～3 月中旬 市民意見公募を実施。
- ・ いただいた市民意見を参考の上、必要に応じ案の修正を行い、改正施設整備マニュアルとして確定。
- ・ 令和 5 年 10 月 (予定) 「改正施設整備マニュアル」として発行